

発議第9号

鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書に
ついて

熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により意見書を次の
とおり提出する。

平成26年6月23日提出

熊本市議会議員	藤岡照代
同	藤永弘
同	園川良二
同	井本正広
同	浜田大介

熊本市議会議長 三島良之 様

意見書（案）

鳥獣の捕獲促進体制強化を図るため、所要の施策を講じられるよう要望いたします。

（理由）

シカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化する中、狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少しています。

鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手の育成が必要との観点から、政府は、第186回通常国会において「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を改正し、法律の目的に鳥獣の「保護」だけでなく「管理」を規定するとともに、「保護」と「管理」の施策体系の整理、指定管理鳥獣に定められた鳥獣の集中的かつ広域的に管理を図る事業の創設、一定の条件下での夜間銃猟を可能にする規制緩和、認定鳥獣捕獲等事業者制度の創設など、制度の抜本的な改正を行いました。この法改正により、今後、鳥獣の捕獲体制が強化されることとなります。

よって、政府におかれては、法の施行に当たっては、下記事項について十分に留意し実施されるよう強く要望いたします。

記

- 1 都道府県を越えて生息する鳥獣の保護・管理については、国が主導してより効果的な広域対応を行うための仕組みを検討すること。

- 2 市町村への鳥獣被害防止総合対策交付金の予算を拡充させるほか、新設される指定管理鳥獣捕獲等事業が活用されるよう、十分な財政支援を行うこと。
- 3 捕獲された鳥獣を可能な限り食肉等として活用するため、衛生管理の徹底による安全性の確保や販売経路の確立、消費拡大への支援などを推進すること。
- 4 本法では適用除外とされている海獣についても、適切な保護及び管理が図られていないような場合には、速やかに生息情報の収集を図り、除外対象種の見直しなどを行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

平成 年 月 日

議 長 名

内 閣 総 理 大 臣	}	宛（各通）
厚 生 労 働 大 臣		
農 林 水 産 大 臣		
環 境 大 臣		